

業務改善助成金の拡充のご案内

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

制度が次のように拡充されます。

※平成28年度第二次補正予算等に基づく措置

制度の拡充 I

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 ^(※1) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^(※1))	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	(※1)生産性要件を満たした場合には3/4 (4/5)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

<ご注意いただきたい事項>

① 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

② 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

※ 賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、上の表に定められた額以上の引上げを行う必要があります。

※ 助成金の支給は第二次補正予算成立が条件となりますが、申請は第二次補正予算成立前であっても可能です。

お問い合わせ先

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にお問い合わせ下さい。

各都道府県の「最低賃金総合相談支援センター」の所在地及び電話番号は、厚生労働省ホームページで確認できます。

※厚生労働省ホームページの検索画面又は検索エンジンから「最低賃金 相談」で検索してください。

最低賃金 相談

検索

申請先

業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。

申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

制度の拡充Ⅱ

さらに大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場に対する助成措置として、以下のコースも新設します。

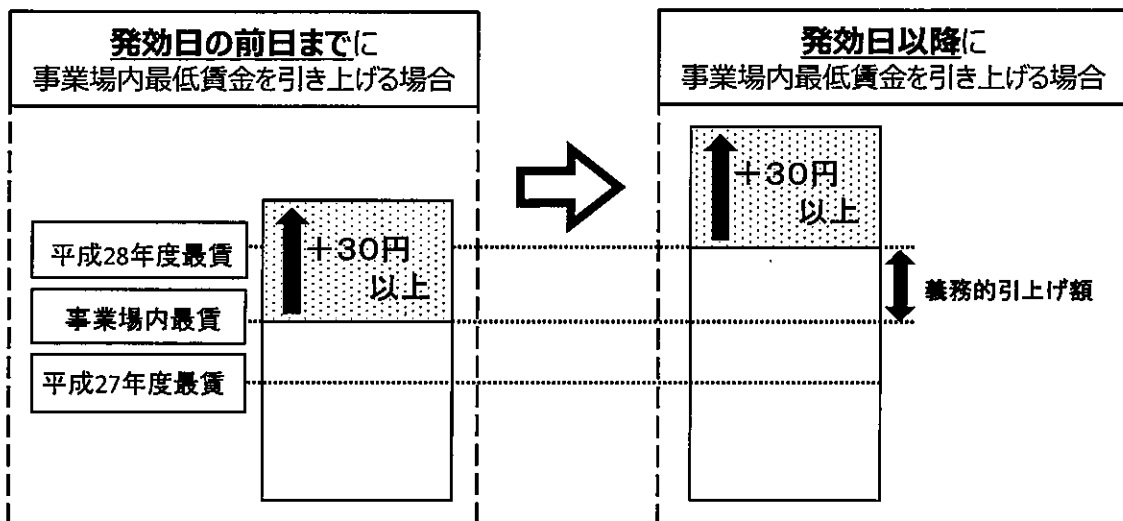
事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
90円以上	7/10 ^(※1) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^(※1))	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上	(※1)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	200万円	

※「制度の拡充Ⅰ」の のくご留意いただきたい事項については「制度の拡充Ⅱ」にも同様に適用されます。

支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。
※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。
※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要な経費は対象外となります。
- ③ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、①の賃金引上げは、その発効日の前日までにすること。
賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、前頁の表及び上の表に定められた額以上の引上げを行うこと。

※発効日は都道府県により異なりますので、ご注意ください。



※ 事業場内最低賃金の引上げ額が30円以上の場合の例。

「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業」

業務改善助成事業 (業務改善助成金)

全国40道府県(※)で、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給。800円未満に限る。)を60円以上引き上げるとともに、企業の生産性向上を図るため、労働能率増進に資する設備・器具の導入などを行う中小企業・小規模事業者に対し、その経費の一部を助成する(上限100万円、助成率1/2(常時使用する労働者数が30人以下の企業は3/4))。

(※)地域別最低賃金が800円以上である、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪の7都府県は対象外。

業種別中小企業団体助成事業 (業種別団体助成金)

傘下企業の賃金引上げを目的として、販路拡大のための市場調査や新たなビジネスモデル開発など、生産性向上のための取組を行う業種別中小企業団体に対し、その所要経費を助成する(上限2,000万円)。

また、生産性向上の好事例をとりまとめ、広く周知・普及を図る。

生産性向上の
好事例提供

専門家派遣・相談等支援事業 (最低賃金総合相談支援センター)

全国47都道府県に「最低賃金総合相談支援センター」を設置し、中小企業・小規模事業者に対して、賃金引上げのための経営・労務管理等に関する相談を電話やメールで受け付け、専門家による具体的なアドバイスを行うとともに、状況に応じて専門家派遣等の生産性向上支援を実施する。

助成

助成

相談

助言・周知

業種別団体

中小企業・小規模事業者

平成27年度地域別最低賃金額と平成28年度答申の比較

都道府県名	H27年度最低賃金額【円】	H28年度答申額【円】	引上げ額【円】	発効予定年月日
北海道	764	786	+ 22	平成28年10月1日
青森	695	716	+ 21	平成28年10月20日
岩手	695	716	+ 21	平成28年10月5日
宮城	726	748	+ 22	平成28年10月5日
秋田	695	716	+ 21	平成28年10月6日
山形	696	717	+ 21	平成28年10月6日
福島	705	726	+ 21	平成28年10月1日
茨城	747	771	+ 24	平成28年10月1日
栃木	751	775	+ 24	平成28年10月1日
群馬	737	759	+ 22	平成28年10月5日
埼玉	820	845	+ 25	平成28年10月1日
千葉	817	842	+ 25	平成28年10月1日
東京	907	932	+ 25	平成28年10月1日
神奈川	905	930	+ 25	平成28年10月1日
新潟	731	753	+ 22	平成28年10月1日
富山	746	770	+ 24	平成28年10月1日
石川	735	757	+ 22	平成28年10月1日
福井	732	754	+ 22	平成28年10月1日
山梨	737	759	+ 22	平成28年10月1日
長野	746	770	+ 24	平成28年10月1日
岐阜	754	776	+ 22	平成28年10月1日
静岡	783	807	+ 24	平成28年10月5日
愛知	820	845	+ 25	平成28年10月1日
三重	771	795	+ 24	平成28年10月1日

都道府県名	H27年度最低賃金額【円】	H28年度答申額【円】	引上げ額【円】	発効予定年月日
滋賀	764	788	+ 24	平成28年10月6日
京都	807	831	+ 24	平成28年10月2日
大阪	858	883	+ 25	平成28年10月1日
兵庫	794	819	+ 25	平成28年10月1日
奈良	740	762	+ 22	平成28年10月6日
和歌山	731	753	+ 22	平成28年10月1日
鳥取	693	715	+ 22	平成28年10月12日
島根	696	718	+ 22	平成28年10月1日
岡山	735	757	+ 22	平成28年10月1日
広島	769	793	+ 24	平成28年10月1日
山口	731	753	+ 22	平成28年10月1日
徳島	695	716	+ 21	平成28年10月1日
香川	719	742	+ 23	平成28年10月1日
愛媛	696	717	+ 21	平成28年10月1日
高知	693	715	+ 22	平成28年10月13日
福岡	743	765	+ 22	平成28年10月1日
佐賀	694	715	+ 21	平成28年10月2日
長崎	694	715	+ 21	平成28年10月6日
熊本	694	715	+ 21	平成28年10月1日
大分	694	715	+ 21	平成28年10月1日
宮崎	693	714	+ 21	平成28年10月1日
鹿児島	694	715	+ 21	平成28年10月1日
沖縄	693	714	+ 21	平成28年10月1日
全国加重平均	798	823	+ 25	—

※1 「発効予定年月日」欄の日付は、都道府県において異議申し立てがなかった場合のもの。

※2 地域別最低賃金額が750円未満のもの。 地域別最低賃金額が750円以上800円未満のもの。

お問い合わせ先

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にお問い合わせ下さい
 (所在地、電話番号は下表のとおりです)

都道府県	所在地	電話番号	設置団体
北海道	札幌市中央区北1条西7丁目プレイスト1・7ビル3階	0120-67-3110	北海道中小企業団体中央会
青森県	青森市青柳2丁目2-6	0800-800-8667	青森県労働基準協会
岩手県	盛岡市山王町1-1	0120-198-0777	岩手県社会保険労務士会
宮城県	仙台市青葉区本町1丁目9-5 五城ビル4F	0120-198-0777	宮城県社会保険労務士会
秋田県	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-750-573	秋田県社会保険労務士会
山形県	山形市七日町三丁目1番9号	0800-800-9902	山形県社会保険労務士会
福島県	福島市錦山字三本松19-33	0120-541-516	福島県社会保険労務士会
茨城県	茨城県水戸市東町2-2-3	0800-800-4864	茨城県社会保険労務士会
栃木県	宇都宮市鶴田町3492-46	0120-48-5766	栃木県社会保険労務士会
群馬県	高崎市上大須町745-10	0320-028-242	群馬県社会保険労務士会
埼玉県	さいたま市浦和区仲町2-16-4 岩井ビル4F A号室	0120-310-394	埼玉県労働基準協会
千葉県	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館305	0120-026-210	千葉県労働基準協会連合会
東京都	東京都千代田区二番町9-8	0120-311-615	東京労働基準協会連合会
神奈川県	横浜市中区馬場5-80 神奈川中小企業2階	0120-641-020	けいしん神奈川
新潟県	新潟市中央区東大通2丁目3-26 プレイス新潟1F	0120-009-229	新潟県社会保険労務士会
富山県	富山市総曲輪2-1-3	0120-108-312	富山県中小企業団体中央会
石川県	金沢市玉縁2-502 エーブル金沢ビル2階	0120-928-640	石川県社会保険労務士会
福井県	福井市二の宮3丁目30番11号	0120-747-770	(株)工業労働コンサルタント事務所
山梨県	甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館4階	0120-610-882	山梨県中小企業団体中央会
長野県	長野市大字中御所学園田131-10	0800-800-3028	長野県中小企業団体中央会
岐阜県	岐阜市藪田東2丁目11-11	0120-55-4864	岐阜県社会保険労務士会
静岡県	静岡市美区退手町44-1	0800-200-5451	静岡県社会保険労務士会
愛知県	名古屋市熱田区三本松町3番9号	0120-868-604	愛知県社会保険労務士会
三重県	津市丸之内浜正町4-1 森永三重ビル3階	0120-331-266	三重県経営者協会
滋賀県	大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階	0120-012-128	滋賀県社会保険労務士会
京都府	京都市右京区西院真中水町17 京都府中小企業会館4階	0120-420-825	京都府中小企業団体中央会
大阪府	大阪市北区天満2-1-12 天満橋SEビル3階	0120-939-248	大阪府社会保険労務士会
兵庫県	神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館3階	0120-340-580	兵庫県中小企業団体中央会
奈良県	奈良市西本辻町343-1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811	奈良県社会保険労務士会
和歌山県	和歌山市北出島1丁目5番46号 和歌山県労働1階	0120-731-715	和歌山県社会保険労務士会
鳥取県	鳥取市富安1-152 田中ビル1号館4階	0800-200-0311	鳥取県社会保険労務士会
島根県	松江市母交町55-4 島根県商工会館4階	0120-222-469	島根県経営者協会
岡山県	岡山市北区厚生町3-1-15	0120-73-0610	岡山商工会館
広島県	広島市中区樺本町10-10 広島インテンスビル5階	0800-200-0186	広島県社会保険労務士会
山口県	山口市中央4丁目5番16号	0120-967-951	山口県中小企業団体中央会
徳島県	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0800-888-4691	徳島県社会保険労務士会
香川県	高松市善通寺2丁目2番2号 高松商工会館5階	0120-932-285	香川県経営者協会
愛媛県	松山市善通寺4丁目6番地3 愛媛県社会保険労務士会内	0120-321-116	愛媛県社会保険労務士会
高知県	高知市埴橋通2丁目8番20号 千太郎ビル2F	0120-946-617	高知県社会保険労務士会
福岡県	福岡市博多区博多東2-5-28 博多信成ビル301号	0120-603-946	福岡県社会保険労務士会
佐賀県	佐賀県佐賀市川原町8-27 平和会館1F	0120-460-468	佐賀県社会保険労務士会
長崎県	長崎市浦屋町50-1 杉本ビル3階B	0120-45-1124	長崎県社会保険労務士会
熊本県	熊本市中央区安政町8-16 村瀬海運ビル7階	0120-186-331	熊本県社会保険労務士会
大分県	大分市金池町3丁目1番64号	0120-83-2	大分県中小企業団体中央会
宮崎県	宮崎市大和町83-2 鼓島ビル1階	0120-947-485	宮崎県社会保険労務士会
鹿児島県	鹿児島県鹿児島市新屋敷町16-16	0120-898-930	鹿児島県労働基準協会
沖縄県	沖縄県那覇市松山2-2-12	0120-420-780	沖縄県社会保険労務士会

業務改善助成金の手続き

事業主

申請書の作成、提出

- ・申請書には以下を計画に記載する。
 - ①業務改善計画の策定
(設備・器具の導入等)
 - ②賃金引上計画の策定
(事業場内最低賃金を一定額以上引上げ)
- ・申請書を労働局に提出する。

労働局

審査、交付決定 (1ヶ月)

労働局において申請書の審査を行い、適正であれば助成金の交付決定を行う。

事業主

計画の実施 (1～3か月程度)

- 事業主が計画に基づき、
 - ①業務改善(設備導入等)
 - ②賃金引上げ(注)を実施する。
- ※3月末までに計画を完了する必要がある。
- (注)賃金引上げは、交付決定前に実施してもよい。

事業主

実績報告書の作成、提出 (計画完了後1か月 (又は4/10))

- ・実績報告書には以下を記載する。
 - ①業務改善計画の実施結果
 - ②賃金引上げ状況
- ・実績報告書を労働局へ提出する。

労働局

審査、金額確定 (20日程度)

- 労働局において実績報告書の審査(※)を行い、助成金の金額を確定する。
- (※)
 - ①業務改善(設備導入等)及び費用額の確認
 - ②賃金引上げの確認

請求書の提出

助成金の支給

状況報告の提出

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定）の見直し

内容

すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成

H27年度

- 人数に応じた助成

【助成額】

全賃金規定等改定
1人当たり 3万円(大企業2万円)
雇用形態又は職種別の賃金規定等改定
1人当たり 1.5万円(大企業1万円)



H28年度

- 10人までを定額助成(3区分)とし、11人以降は人数に応じた助成とする。

【助成額】

区分	全賃金規定等改定		雇用形態・職種別賃金規定等改定	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
1人～3人	10万円	7.5万円	5万円	3.5万円
4人～6人	20万円	15万円	10万円	7.5万円
7人～10人	30万円	20万円	15万円	10万円
11人～100人	33万円～ 300万円 (3万円×人数)	22万円～ 200万円 (2万円×人数)	16.5万円 ～150万円 (1.5万円×人数)	11万円～ 100万円 (1万円×人数)

※1 「職務評価」の手法の活用により実施した場合
1 事業所当たり20万円(大企業15万円)加算

※2 1年度1事業所当たり100人まで

※3 <拡充予定> 中小企業において3%以上増額した場合、
全ての賃金規定等改定:1人当たり14,250円(※18,000円)を加算、
雇用形態別・職種別等の賃金規定等改定:1人当たり7,600円(※9,600円)を加算
(※ 生産性の向上が認められる場合)

※1 「職務評価」の手法の活用により実施した場合
1 事業所当たり20万円(大企業15万円)加算

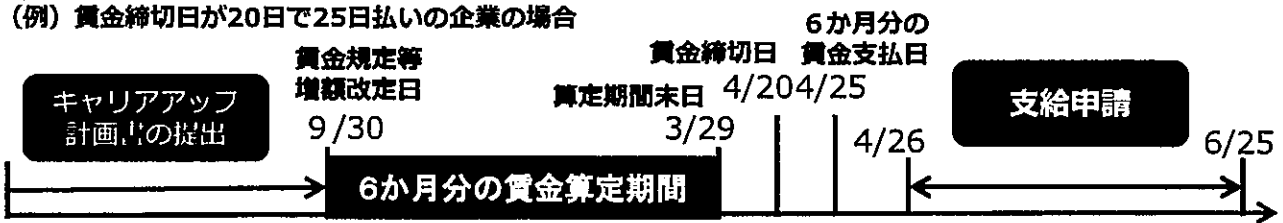
※2 1年度1事業所当たり100人まで

① 申請までの流れと準備していただく書類 賃金規定等改定（処遇改善コース）

1. 申請までの流れ

- まず、最低賃金額の発効日の前日までにキャリアアップ計画書の提出、賃金規定等の改定（作成）・2%以上増額を行っていただくことが必要です。
- その上で対象労働者の賃金規定等を改定した後6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に申請してください。

（例）賃金締切日が20日で25日払いの企業の場合



2. 準備していただく書類

① キャリアアップ計画書

※ 計画書は、賃金規定等を改定する日までに労働局に提出する必要があります。

賃金規定等の改定日
までに労働局へ提出

② 労働協約又は就業規則（賃金規定等に関する事項が規定されているもの）

③ 賃金規定等（増額改定前及び改定後のもの）

※ 新たに賃金規定等を作成する場合は、作成した賃金規定等

賃金規定等の改定日
までに整えるもの
（申請日に提出）

④ 対象労働者の賃金台帳（増額改定前の3か月分及び改定後6か月分）

⑤ 対象労働者の出勤簿又はタイムカード

（増額改定前の3か月分及び改定後6か月分）

⑥ 対象労働者の雇用契約書又は労働条件通知書等（改定前及び改定後）

⑦ 中小企業事業主であることを確認できる書類（中小企業事業主の場合）

a 企業の資本の額又は出資の総額により中小企業に該当する場合

→ 登記事項証明書等

b 企業全体の常時使用する労働者の数により中小企業事業主に該当する場合

→ 事業所確認票（申請書様式第8号）

支給申請までに
準備・提出

※ コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です（人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで）。すでに計画書を提出していても計画変更届の提出が必要になる場合があります。

※ その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください（支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません）。

② 賃金規定等の規定例（キャリアアップ助成金）
賃金規定等改定（処遇改善コース）

「賃金規定等」とは

賃金規定や賃金一覧表など、賃金額の定めがあれば支給対象となります。

賃金一覧表の例①

区 分	時 給
1 級	1,200円
2 級	1,150円
3 級	1,100円
4 級	1,050円
5 級	1,000円
6 級	950円

賃金一覧表の例②

対 象 者	時 給
A さん	1,100円
B さん	1,100円
C さん	1,050円
D さん	1,000円
E さん	1,000円
F さん	950円

※ 対象者は匿名でも可

③ 労働条件通知書の記載例
賃金規定等改定（処遇改善コース）

項 目	内 容
氏 名	○ ○ ○ ○
契約期間	期間の定めあり(○年4月1日～○年3月31日) 1 契約更新の有無 [有] 2 契約の更新は次により判断する [勤務成績・態度]
就業場所	○ ○ 工 場
従事すべき業務内容	○ ○ 業 務
始業、時間の時刻、 休憩時間	1 始業・終業の時刻 [始業]10時00分 [終業]17時00分 2 休憩時間 [60分] 3 所定外労働時間の有無 [有] 4 休日労働の有無 [無]
休 日	毎週土曜、日曜・国民の祝日、その他会社が指定した日
休 暇	年次有給休暇 6か月継続勤務した場合 [10日] 継続勤務6か月以内の年次有給休暇の有無 [有] → 3か月経過で5日
賃 金	1 基本給:時間給 [950円] 2 諸手当の額又は計算方法 通勤手当 [4000円] [距離に応じて支給] 3 所定時間外に対して支払われる割増賃金率 法定超 月60時間以内 [125%] 月60時間以上 [150%] 4 賃金締切日 [毎月末日] 5 賃金支払日 [毎月10日] 6 賃金の支払方法 [本人の指定する口座に振り込む] 7 昇給 [有、勤務成績等を勘案し年1回(4月)] 8 賞与 [有、業績等を勘案し、年2回(7月、12月)] 9 退職金 [無]
退職に関する事項	1 定年制 [有 (65歳)] 2 自己都合退職の手続 [退職する14日以上前に届け出ること] 3 解雇の事由及び手続 1.天災その他やむを得ない場合、2.事業縮小等当社都合、3.職務命令に対する重大な違反行為、4.業務上の不正行為、その他就業規則に該当する事由があった場合は30日前に予告するか予告手当を支払って解雇する。
そ の 他	1 社会保険の加入状況 厚生年金保険[有] 健康保険[有] 2 雇用保険の適用 [有] 3 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名○○○、担当者氏名○○○○、連絡先○○○○ 4 具体的に適用される就業規則名 [パートタイム労働者就業規則]

④ ○○○○就業規則（賃金に関する部分）の規定例
賃金規定等改定（処遇改善コース）

第○章 賃金

（賃金）

第○条 賃金は、次のとおりとする。

① 基本給 時間給とし、職務内容、成果、能力、経験等を考慮し別表「賃金一覧表」のとおりとする。

② 諸手当

通勤手当 通勤に要する実費を支給する。ただし、自転車や自動車などの交通用具を使用している労働者については、別に定めるところによる。

所定時間外労働手当 第○条第○項の所定労働時間を超えて労働させたときは、次の算式により計算して支給する。

(1) 1か月60時間以下の時間外労働について

基本給×1.25×時間外労働時間数

(2) 1か月60時間を超える時間外労働について

基本給×1.50×時間外労働時間数

休日労働手当 第○条の所定休日に労働させたときは、次の算式により計算して支給する。

基本給×1.35×休日労働時間数

深夜労働手当 午後10時から午前5時までの間に労働させたときは、次の計算により計算して支給する。

基本給×0.25×深夜労働時間数

（休暇等の賃金）

第○条 第○条第○項で定める年次有給休暇については、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

※ その他、育児・介護休業、休憩時間等について規定してください。

（欠勤等の扱い）

第○条 欠勤、遅刻、早退、及び私用外出の時間数に対する賃金は支払わないものとする。この場合の時間数の計算は、分単位とする。

（賃金の支払い）

第○条 賃金は、前月○○日から当月○○日までの分について、当月○○日（支払日が休日に当たる場合はその前日）に通貨で直接その金額を本人に支払う。

2 次に掲げるものは賃金から控除するものとする。

① 源泉所得税

② 住民税

③ 雇用保険及び社会保険の被保険者については、その保険料の被保険者の負担分

④ その他、従業員の過半数を代表する者との書面による協定により控除することとしたもの

（昇給）

第○条 1年以上勤続し、成績の優秀な労働者については、その勤務成績、職務遂行能力等を考慮し昇給を行う。

2 昇給は、原則として年1回とし、○月に実施する。

※ その他、賞与、退職金制度等があれば、別途規定してください。

キャリアアップ計画書 記載例

(様式第1号(表紙))(H28.8改正)

提出日:平成28年9月30日

労働局長 殿

都道府県名を記入

キャリアアップ助成金 《キャリアアップ計画書》

事業所名: 株式会社〇〇

使用者側代表者名: 代表取締役社長 〇〇 〇〇

印

労働組合等の労働者代表者名: 〇〇 〇〇

印

計画内容について、意見を聴取した労働組合名称及び代表者(組合印)、又は事業所の労働者代表(認印)が記名押印してください。

※管轄労働局確認欄

受付日:平成 年 月 日

確認日:平成 年 月 日

受付番号:

確認印:



(様式第1号 (共通))

事業所において有期契約労働者等のキャリアアップの取組みを管理する者（総務課長、店長、マネージャーなど）。

【 共 通 事 項 】

①キャリアアップ管理者 情報	(氏名) : ○○ ○○	役職	○○
	(配置日) : 平成28年 9月 30日		
②キャリアアップ管理者 の業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアアップ計画の策定および推進 ・対象者への周知および意見聴取 ・キャリアアップに向けた管理体制の整備 		

配置日は、キャリアアップ管理者を決めた日であり、計画書の提出日以前である必要があります。

(事業所情報欄)

③事業主名	代表取締役社長 ○○ ○○ (印)													
④事業所住所	(〒※※※-※※※※)													
	○○○○○○○○○○○○○○○○													
⑤電話番号	(※※※) ※※※-※※※※	⑥担当者	○○ ○○											
⑦企業全体で常時雇用する労働者の数	○○人		⑧資本金の額 もしくは 出資の総額 ○○万円											
⑨企業規模 (該当番号を○で囲む)	① 中小企業	⑩主たる事業	サービス業											
	2 大企業													
⑪雇用保険適用 事業所番号	※	※	※	※	-	※	※	※	※	※	※	-	※	
⑫労働保険番号	都道府県	所管	所管(1)	基幹番号					枝番号					
	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-	※	※

下記※を参照

(代理人・社会保険労務士による提出代行者または事務代理者欄)

⑬代理・代行	1 代理人	社会保険労務士	
		2 提出代行者	3 事務代理者
⑭代理人等氏名	() (印)		
⑮住所	(〒 -)		
⑯電話番号	() -		

※「常時雇用する労働者」とは、2ヵ月を超えて使用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が正社員と概ね同等である者。

(様式第1号 (計画))

【キャリアアップ計画】(記入例)

①キャリアアップ計画期間	平成28年9月30日	～	平成33年9月29日
②キャリアアップ計画期間中に講じる措置の項目 ※1 講じる措置の該当する番号に「○」をつけて下さい。 ※2 正社員化コースの [] 内も該当するものを「○」で囲んで下さい。	1 正社員化コース (年 月頃実施予定) [正規雇用等・勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員] 2 人材育成コース (年 月頃実施予定) ③ 処遇改善コース ① 賃金規定等改定 (2) 健康診断制度 (28年9月頃実施予定) (年 月頃実施予定) (3) 賃金規定等共通化 (4) 短時間労働者の労働時間延長 (年 月頃実施予定) (年 月頃実施予定)		
③対象者	[処遇改善コース (賃金規定等改定)] ・ すべてのパートタイム労働者		
④目標 (人材育成を講じる場合、訓練後に期待されるスキルや能力、その達成状況に応じた処遇の在り方)	[処遇改善コース (賃金規定等改定)] ・ 賃金規定を改定 (作成) し、3%以上の増額改定を行う。		
⑤目標を達成するために講じる措置	[処遇改善コース (賃金規定等改定)] ・ 賃金規定等の改定 (作成) を行う。		
⑥キャリアアップ計画全体の流れ	[処遇改善コース (賃金規定等改定)] ・ 賃金規定等の増額改定を行い内容を周知した上で、パートタイム労働者の賃金水準の向上を図る。		

非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充 ～ キャリアアップ助成金を拡充します ～

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

現行制度

賃金規定等改定（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額です。

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合

- すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人：10万円（7.5万円）	4人～6人：20万円（15万円）
7人～10人：30万円（20万円）	11人～100人：1人当たり3万円（2万円）
- 一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人：5万円（3.5万円）	4人～6人：10万円（7.5万円）
7人～10人：15万円（10万円）	11人～100人：1人当たり1.5万円（1万円）

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）を加算

賃金規定等の改定（処遇改善コース）が拡充されます

中小企業に対する加算措置の創設

- **中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合** 拡充
 上記現行制度の助成額に
 1人当たり 14,250円（※18,000円）を加算（すべての賃金規定等改定の場合）
 1人当たり 7,600円（※9,600円）を加算（一部の賃金規定等改定の場合）

※ 申請があった企業において、生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合は18,000円（9,600円）を加算額として支給します。

（ ）は一部の賃金規定等改定の額です。

- **平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。**
 ※ 当該加算措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり現時点ではあくまで予定となります。

より利用しやすいように支給要件を緩和（平成28年8月5日～）

- **キャリアアップ計画書の提出期限の緩和**（人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで）
 「取組実施前1か月まで」を「取組実施日まで」に変更しました。
- **賃金規定等の運用期間の緩和**
 「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象となります。
- **最低賃金との関係に係る要件緩和**
 「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「最低賃金額の発効日以降、賃金規定等の増額分に発効された最低賃金額までの増額分は含めないこと」に変更しました。

「賃金規定等」とは

賃金規定や賃金一覧表など、賃金額の定めがあれば支給対象となります。

就業規則規定例

第〇条 (賃金)
契約社員及びパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める。

要件緩和

賃金規定等は、改定ではなく、新たに作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象となります。

賃金規定等

○ 賃金規定

第〇条 (賃金)
賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。
第〇条 (基本給)
基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力及び経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする。

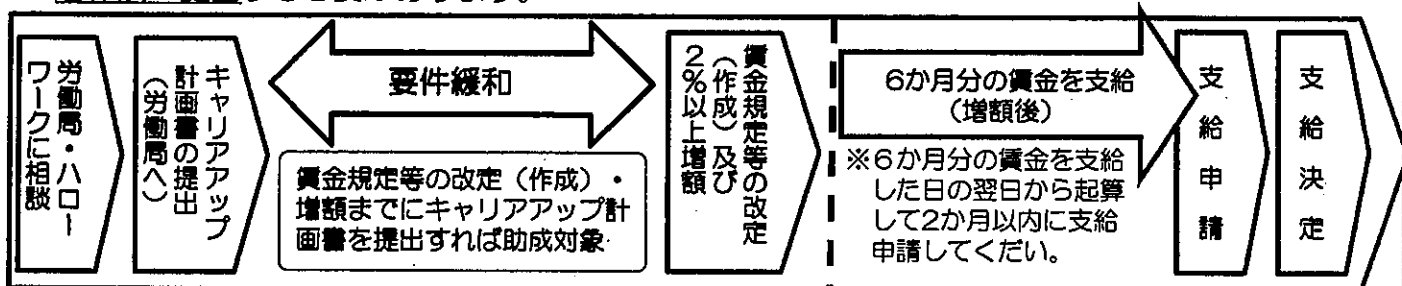
区分	金額(時給)
1級	〇〇〇円
2級	〇〇〇円
3級	〇〇〇円

○ 賃金一覧表	
対象者	金額(時給)
〇〇さん	〇〇〇円
××さん	〇〇〇円
▲▲さん	〇〇〇円

※ 対象者は匿名でも可

申請までの流れ

賃金規定等の改定(作成)・増額後、6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請してください。また、改定(作成)・増額までにキャリアアップ計画書を作成・提出する必要があります。



今年度の最低賃金額の引上げに向け取り組む場合

最低賃金額の発効日の前日までにキャリアアップ計画書の提出、賃金規定等の改定(作成)・2%以上増額(*)を行ってください。

最低賃金額の発効日(例年10月上旬～)

※ 中小企業において、3%以上増額した場合は、加算措置が適用されます。

最低賃金総合相談支援センターによる相談支援

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」では、賃金規定等の整備に関する相談や社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣等も行っていますので、ご利用ください。

中小企業事業主の皆様

相談

最低賃金総合相談支援センター
(ワン・ストップ無料相談窓口)

- 経営と労務管理の専門家による無料相談
- 専門家による個別課題の分析・検討

専門家派遣

※ 各都道府県の「最低賃金総合相談支援センター」の所在地及び連絡先は、厚生労働省ホームページに掲載しています。「最低賃金 相談」で検索してください。

最低賃金 相談

検索

※ その他の支給要件もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください(支給要件を満たさない場合は助成金を受給できません)。

※ コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です(人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで)。すでにキャリアアップ計画書を提出していても計画変更届が必要となる場合があります。

※ キャリアアップ助成金は、助成人数や助成額に上限があります。

※ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しています。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

報道関係者 各位

平成 28 年 8 月 23 日

【照会先】

労働基準局 賃金課

課 長 増田 嗣郎

主任中央賃金指導官 川田代 学

中央賃金指導官 伊勢 久忠

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5531、5546)

(直通電話) 03(3502)6758

すべての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から 25 円引上げの 823 円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、今日までに答申した平成 28 年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額および発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7 月 28 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「平成 28 年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、地方最低賃金審議会が改定額を調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10 月 1 日から 10 月中旬までに順次発効される予定です。

【平成 28 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・改定額の全国加重平均額は 823 円（昨年度 798 円）※
※昨年度との差額 25 円には、全国加重平均額の算定に用いる労働者数の更新による影響分（1 円）が含まれている（別紙の※3 参照）
- ・全国加重平均額 25 円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成 14 年度以降、最大の引上げ（昨年度は 18 円）
- ・最高額（東京都 932 円）と最低額（宮崎県等 2 県 714 円）の比率は、76.6%（昨年度は 76.4%。なお、この比率は昨年度に引き続き 2 年連続の改善）

（別紙）平成 28 年度 地域別最低賃金額答申状況

（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ

(別紙)

平成28年度地域別最低賃金時間額答申状況

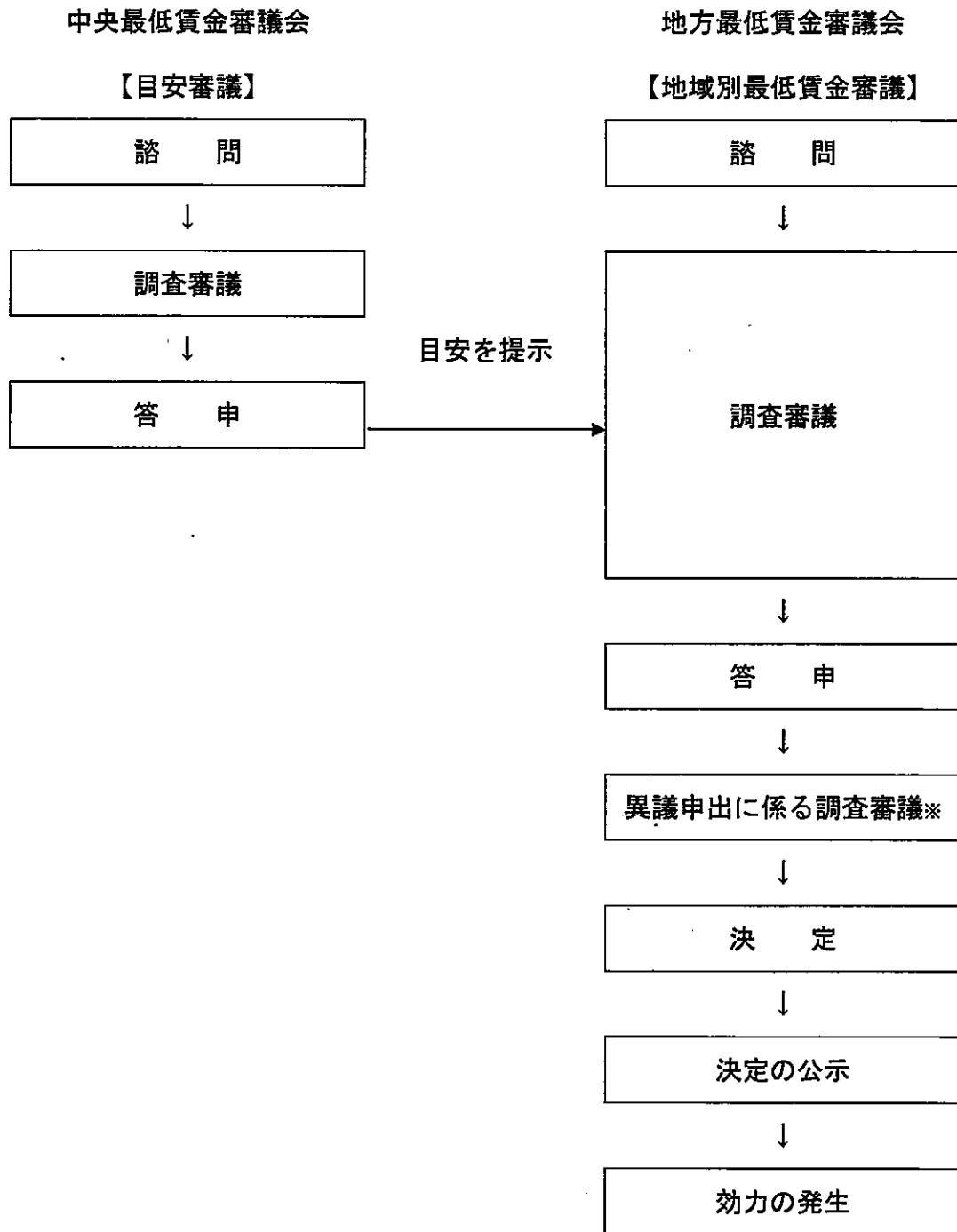
都道府県名	答申最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	(発効予定年月日)
北海道	786 (764)	22	(平成28年10月1日)
青森	716 (695)	21	(平成28年10月20日)
岩手	716 (695)	21	(平成28年10月5日)
宮城	748 (726)	22	(平成28年10月5日)
秋田	716 (695)	21	(平成28年10月6日)
山形	717 (696)	21	(平成28年10月6日)
福島	726 (705)	21	(平成28年10月1日)
茨城	771 (747)	24	(平成28年10月1日)
栃木	775 (751)	24	(平成28年10月1日)
群馬	759 (737)	22	(平成28年10月5日)
埼玉	845 (820)	25	(平成28年10月1日)
千葉	842 (817)	25	(平成28年10月1日)
東京	932 (907)	25	(平成28年10月1日)
神奈川	930 (905)	25	(平成28年10月1日)
新潟	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
富山	770 (746)	24	(平成28年10月1日)
石川	757 (735)	22	(平成28年10月1日)
福井	754 (732)	22	(平成28年10月1日)
山梨	759 (737)	22	(平成28年10月1日)
長野	770 (746)	24	(平成28年10月1日)
岐阜	776 (754)	22	(平成28年10月1日)
静岡	807 (783)	24	(平成28年10月5日)
愛知	845 (820)	25	(平成28年10月1日)
三重	795 (771)	24	(平成28年10月1日)
滋賀	788 (764)	24	(平成28年10月6日)
京都	831 (807)	24	(平成28年10月2日)
大阪	883 (858)	25	(平成28年10月1日)
兵庫	819 (794)	25	(平成28年10月1日)
奈良	762 (740)	22	(平成28年10月6日)
和歌山	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
鳥取	715 (693)	22	(平成28年10月12日)
島根	718 (696)	22	(平成28年10月1日)
岡山	757 (735)	22	(平成28年10月1日)
広島	793 (769)	24	(平成28年10月1日)
山口	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
徳島	716 (695)	21	(平成28年10月1日)
香川	742 (719)	23	(平成28年10月1日)
愛媛	717 (696)	21	(平成28年10月1日)
高知	715 (693)	22	(平成28年10月13日)
福岡	765 (743)	22	(平成28年10月1日)
佐賀	715 (694)	21	(平成28年10月2日)
長崎	715 (694)	21	(平成28年10月6日)
熊本	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
大分	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
宮崎	714 (693)	21	(平成28年10月1日)
鹿児島	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
沖縄	714 (693)	21	(平成28年10月1日)
全国加重平均額	823 (798)	25	—

※1 括弧書きは、平成27年度地域別最低賃金額

※2 「発効予定年月日」欄の日付は異議審がない場合の最短のもの。

※3 経済センサス(旧：事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている。

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催